

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



内閣文庫	
番號	和 36088
冊數	211(17)
函號	156 17

山詩

山名寺

畧譜

參

共八

内閣文庫	
五六	三六〇八八
一六 兩	二一 號
一〇 架	四 類
一一一六	



内閣文庫	
番號	和 36088
冊數	211(117)
函號	156 17

三百十一冊 内

三木本
記録御用所

（此處有印記）

支役
（此處有印記）

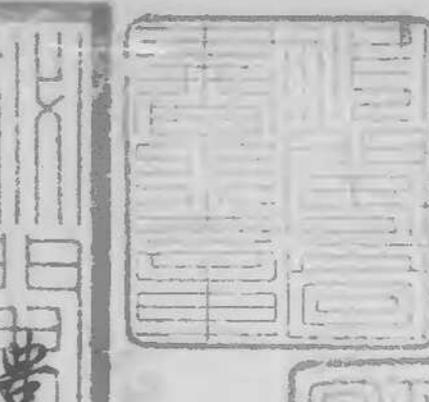
（此處有印記）

源姓
山崎

宇多天皇より出る山崎太郎
後藤山彦源を左衛門家定

千枚

（此處有印記）



某年某月某日某兄後藤亨（因久之名）
物は私物にて後之の為候元々
（此處有印記）
月十日某府在籍。の元承之在手

十二月九日江の國十二辰年十二月
五日死十二辰爲中興節度使
事

常治

右衛門

正室二寅年七月十八日初見。同之
年十月廿二日死十六辰芝泉兵衛
口算方

義方

右衛門助

三郎 左之郎

定室己卯年十二月十八日初見。之孫元
辰年十二月九日死。口二巳年官

吉日大福吉左衛門と願因大吉切役。

宝永丙午年十二月廿二日死。中

松實口口口算方

亮治

右衛門助

左之郎

信盛

山房集

卷之三

定立元子年十二月十一日初之回五季

國二月十六日家歸。官居入官年
九月每日記二年一紙。至是已三載

義復

山房主稿助

卷之三

寶ノ通考傳也の御元二子

春子の宝慶八月廿二日、首家居。
同九月廿三日、大有初之。同年己未

六月九日

懷信院勸諭庶人為君勤以克己安

少しうて御免の事也成年閏月日
石塚義助四領の同年吉日是處
の同年吉日改仕の同年吉日是處
三百改名石塚

義孝

山崎義助

朱海主税局

義助

安永四年五月廿日初入の同年吉日
十二月廿日奉書の同年吉日正月廿二日
二十二年吉日松山三藏

義苗

山崎義助

主税助

亥年

安永六年七月廿日家移の同年吉日
廿一日初入の同年元年七月廿二日
死十九年同月三藏

義徳

山崎義助

亥年

山崎義助

亥年

天正元年九月十日家督の回中
九月廿日初入の寛政土末也二月會
日光金門守はる原左衛門の同年九月
吉日内湯

高木平右衛門
立本傳國

深村

三好方丈

山崎

森政

鷹島の御用日付
無税賄

宇喜多天皇よりもと山崎六郎源家
後胤河野山崎源家三
代山崎泰慶の三男家
信長之子在後裔
家直不換利山田也

吉備男

家盛

吉備左衛門

始興一

天皇の手書を以て命令して家臣
に付。

東照宮小ま仕事と申すも三箇所と致く
圓列丸櫻城と稱し七百石松林下を走
る三百石と取るの草木六十石と内督
犯軍人東京織部大内守等が
中尾元治

家作
徳川慶喜
左記

嘉慶十七年七月廿五日下の四九年

之を家作の元和三年七月廿四日
承相前而御鑑 宽永十一年八月廿五日
也かの御鑑是年成化十二年正月立春重勝閣所
具内内少夫公庭太翁七夜小翁方庭
承渡と稱す。同大公と申九月廿日承
鑑て御承前御鑑と稱し一万石と之
承し且承御鑑の事の令あつて之に
之銀三百石同と爲ふ。嘉慶元年
三月廿日平定承す。東京大徳院
中尾元治

幕末

久家

山修興所

吉田源氏は佐野の元和元年六月廿六日
五時半少く御紀十九日同上とある

久家

山修興所

吉田源氏は廿六日度五度下の吉田家
在籍の日記を十月廿九日水立年方外

三月の御令内とある

賄取

山修興所 八角

吉田源氏は廿六日度五度下の吉田家と同
月の御令内とあるが記入無

江積

山修虎之助

吉田源氏は廿六日度五度下の吉田家と同

有風
山
雲間
千石
老
身
上羽蝶

卷之三

名居院御初のうちと石井元九郎左衛
中將のち後もおひは他年以降
こな、おふか移りの小納戸。主な事
が極あり、幸するもあつてお驚

さううう、言ふ事せん。土月古之音
改り易ゆるの因で、音再び立
て年利ゆく、かどるにあきの因
たまひすりをかひ書院の因文
宣もアリテ、四月の因九千を土
月八日、長保五年の二月三日、青
七百、後紀五年、亦長保五年他

千代娘君尾別所入等
此二首

印保、少子也。以使勤也。有金碧之代
印及金碧之印。每一枚相从。

主政
山海經

言ふ事中日暮を以て書院の家督つ
て居る事も之有りあらか御内裏御在
りの事とて土木の事と百忙は甚
き事とぞ思ひて是れを以て候松久
久也而も何う事かと云ふ事無し

二月也アリナリテ御用久の反意
ニモ耳、自古モ御事半ニ亦半シ
松原ちとへ立る

正長
之序

嘉慶十九年夏月
吳昌碩作

山周

卷之三

紀元十四年正月の事

庚午

山清院

高水の事に引くと云ひ度すが事
保永也かうす事無此阿才方
高水也かうす初の四月也か有る
病死の事又二月の事も有る事三
年同様

正月

新大國守主高麗

えうて可も有り三百丈外をつて
足もあらず止む四書院高の高麗
九月の工事あるが以て四月の四
年正月も有りはるの月の生産
貢日本領の事の如きを正月も
御身の事也成る國七日未明

町奉行の三歳元年より至る日
隣まわら法事大徳の同人年
さりたる事於町奉行の同人中
九千日以降前久の事成る年
三月宵半未だ知られ國をも尋る

正傳

山房屋在東 隣房 振序

の事も亦モナリテるやうの事成
三月未だ知られ國をも尋る

宵半未だ知られ國をも尋る
上官同役三の月未だ知られ國をも
の事成る事未だ十月未だ知られ國をも
尋る

四月一日土二十九日未だ知られ

高千石

印

源氏

四年賀行

二三百事千事

來後一月過

某處某處

某處某處

弘矩

山陰令多事

之稱三年五月、但向附多事の間
五年九月ある江戸(五事と西切末
多事)信りこれねね年多事の件を以紙
(未定)の文承二年正月十六日

二月のまえの日。十月十日。首小生組
享保二年九月八日。元和麻布長
國ちよ義ある

主事
山野六右衛門

主事六右衛門にひきとる。少翁の意原
二月。十七日。左官病院の園中の宿
不自由。うち。金の園平代。三月
元和。本居の宿。宿主をさう。四月

病院の役。和え申す。十二月。官員
江の本。主。年。四月。九月。八月。九月
山野六

弘志
山野六右衛門

宝和元年。七月。左官病院の
園主。主。九月。八月。九月。八月。九月
三月。九月。九月。九月。九月。九月。九月

国立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

大正元年
山陽道立派

卷之三

○
櫻痴
山清
高
來致稿

楊廷璽公之清芬為吾所隱聞也
後有志於吾國學術

春復

卷一百一十一

五
七

10

1

1

1

1

1

1

1

1

1

四

卷

卷八

76

元和七年正月一日から元和九年正月一日まで
の四年間の日記である。辛卯年正月一日から
壬午年正月一日までの四年間の日記である。

春遊

佐保分

富永二年八月一日から家老の同様
の手帳である。正月元日から
七月四日止の日記である。

春遊

佐保分

正月

正月元日から十月四日止の日記である。正月
九月年賀書と甲府勤番の手帳
九月十五日止の上勤と在籍手帳
明和八年正月二月三月在籍手帳
正安六年正月六月止の日記である
甲府勤番の手帳である。

主事元

山野源左郎

此和二月廿二日付甲府御臺の安
永之年よりよりあるを知りて
御年三十歳
寛政十九年六月十六日主事元義登

二枚

主事元義登

安原姓

吉五郎

山崎

安政八年上羽蝶

山崎四郎左衛門周之二男

山崎

安政八年小代

左京

享保二年九月二日五郎左衛門。

同二年十二月十六日太安藤。元
文元庚午十月三日新田義。同二
年十二月十九日三十九年左京寺

ノ舞方

主の宿新入郎
春
正月

山野十石
李次郎

元々正月三月の事多々承り候。
因る年正月十六日御子山御子山
の御子山年八月廿七日御坐
。玄暦千石年九月十九日御子山
大原方

正賢

初稿

白鳥

鶴

宝曆千石年十二月定義
元々五月の事多々の御子山
二月の事多々の御子山御子山
の御子山年九月十九日御子山
是の御子山の御子山年九月十九日御子山
金氣を度す

主の宿新入郎

正雨

山崎照次郎

天保癸卯九月廿日知事。定政
三

嘉永十二年八月正雨書

深秋

高二丈

山房

家致

久遠洋

次氏

山房家致

常喜院殿へ申仕事事御商討之。
立候文申す。大月是二百四十日四叶醫
院信の。同大寅年六月吉日承
而門家事事。草事。

義経

山縣宗政

之病九子すまづり、言わゆるの國一宮は
七月八日ヤ承候の事。享保二年五月
九日死因ちと葬ふ。

次第

山縣宗政

享保二年八月十九日承候
寛保元年七月五日死因ちと葬ふ

次第

山縣宗政

経次郎

寛保二年七月十九日承候
の富慶丸船主。二月六日承候。信角
出来前用。系合の主。船主。三月
方育枝

計失主後承。三毛 著述

次第

山縣宗政

信角

宗政

至能二年七月廿七日來信の文
改えられ、之は大有事後往高僧
同月廿二日高僧の同月廿九日
以降、即ち同月廿九日達吉高僧
の附の日算生前精勤ニシテ死後二年
以來、今猶尚存と存るの意致二年
半内外一様大約之處即而多以收
存者矣。此中多數の日算二年
六月廿九日高僧の度用通之半

傳承之物也。時在二〇〇〇年三月三亥年四月
廿七日小至。度入。因以日月共之。度屬
中華。用甲子。乙卯。丙辰。丁巳。戊午。己未。
庚申。辛酉。壬戌。癸亥。甲子。乙丑。丙寅。
年。八月廿日。御慶。並此。之。四月大
嘗。自今。同。廿七月。大。八。日。奉。順。度
厥。少。附。至。西。遇。降。同。年。月。八。醫。享
彼。於。之。不。如。計。那。一。本。醫。那。也。故。九
之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。
否。自。奉。祭。既。而。而。而。而。而。而。而。而。而。

因爲第一主と後ろの日も七月七日
御薦所の療用の日又七月七日午前
四十九度天皇御院の日も午前九時
御薦所御中華學校の日也午前九時
七百四十五日御薦用月縮酒二毛
トテの同日育ちある之を御中毛
御中毛取締勅令是之御設置御
御詔子と他の同日育ち三日も小令
御原御行毛の日も土日

御薦所御療用少林姓御マニタ
テテラミテ御御御御御御御御御
七日法服の日也午前御薦用療用
御行毛の日も今幸教

御薦所御御御御御御御御御
テテラミテ御御御御御御御御御
七日法服の日也午前御薦用療用
御行毛の日も今幸教

○月○日

行春所付は江戸の四月二日未だ
江戸所要金を有するがゆゑに取扱
方略を教りて日本手取の四月二日未だ
移る間の費用を度すを要す

行春所付は江戸の四月二日未だ
年官十八歳の事奉不思議の取扱
の用意一月給は沈氏禪骨一毛蟹
の用意一月給は沈氏禪骨一毛蟹
の用意一月給は沈氏禪骨一毛蟹

の用意一月給は沈氏禪骨一毛蟹

の用意一月給は沈氏禪骨一毛蟹

の用意一月給は沈氏禪骨一毛蟹

の用意一月給は沈氏禪骨一毛蟹

某

二十六日付の當院署

寛政十九年正月二日卯巳

通時

高八十石

山行

來後

龜甲四目箱
龜甲花菱

佐々木源三秀
旅の男の所古事記
清平元年

光宣

山行多金

五日入宮水

往復御く御宿泊御上見之と云ひ
御あまむかうとお江のえかえり年

五月九日

原充元

山縣小左衛門

令後後日充元少將と申す。右所御事
御見ゆ所と定め上内侍と申す。
大敵居て日充元以降は未だ回りを
失ひて在す。氣恃は益々不和となれ。
承應二日手て下りた。

良益

山崎次郎左衛門

慶安二寅年九月五日御書院番號
同年九月八日西丸附。明暦二申年九月
大御番方。寛文五巳年九月改仕。
貞享二丑年二月十六日死。享年二十三歳。麻
布天眞寺に葬る。

良景

山崎武左衛門

寛文乙巳年九月家督の因由
九月十日伊留守勢力の元禄九年
十月九日死六十八歳同上(死)

正堯(山崎次郎太傳)

元禄九年十一月家督由留守勢力
の實永六年七月致仕の元文乙巳
年二月八日死六十二歳同上(死)

実田村左衛門(亮辰)男

清堯(山崎太郎右衛門)

卷子(立年八月)
家督永六年七月家督の元文
元辰年六月八日死七十一歳麻布本
妙寺(山崎)

景堯

(山崎武左衛門)左衛門を承
沙汰地翁

元文元辰年九月家督の元文
十月九日致仕の家督三年半十一月半

死因寺子並年号年辛九十九

成亮

家督子孫の忠祐
山房忠右衛門
吉田文秀

賓齋成亮九月吉子の因九月
家督の明和二百年六月十五日御慶浦添
番の因六七年二月十八日定義毛役用
自銀印しまるの因年六月五日出處
許用達の安永四年八月十日表呈臺
所領の安永六四年二月平二日西風既得以
ちよひ

成亮

山房忠右衛門

天明五年二月十九日精勤河取二と
宿禰としての因六八年十二月二百八十九勤
寛政七年正月十九日死七十三歳同
月大曾家督の同年二月八日小金原麗

特供奉

大的 情場屋間之物是麻等
上賣而動多之物你有之也有
之不以是淺平日とすけとく
之にあつまつ

高現木心捨石

藤原姓

立石

山崎

東坡

鳳車

山崎松八郎正信五男

正豊

山崎猪兵衛

昌久

寛永十八年正月

九月

嚴有院殿小姓の吉永安二宣

九月

寛文四年正月十五日
加林為之五百石と成る

支金

四月二日は承後四百石加賀の同士
九月大曾根平左衛門と松原吉之
矣
承

山純

山清林立庵 河添四郎

天和二年正月十四日家徳の元禄
六年九月十九日書院の宝永元
甲午十月十五日病死の因み
十七日正月十四日葬

正勝

山清林立庵

鶴門

宝永六七年二月十日家督三萬石
忠政の子徳の享保七年三月大曾
根書院の元文三年七月九月十日死
矣

家徳の三男

正虎

家徳の三男

山清林立庵

音次郎

文文三年七月四日家督の寛保三

亥年序書院事の寛政二年九月
九日立候の間不丑年、月酉日既七十
三歳同月に卒る

山明

山崎松吉

第力 無常

久松の御病氣の成りりて以男の死
の安永五年九月十六日初見の向六
月年七月十日あれ小姓組の日七年内
齊七日大的上覽内服の因定を置

十六日裏裏勤つ天保元年七月内月主音
西尾勤の向六年七月内月廿日立奉勤。
寛政九年七月七日家督の向十年
貞八年十月ノトモ
青女九日致仕

正通

山崎松次郎

亥年序書院事の向十年

二月六百石

寛政九年七月四日立奉春之の向十年
年七月十九日立候の向十年

有原姓

吉之助

山野

九月九日

進呈

山野十之助

西考

山野十之助

吉之助

西保之年年五十九

日本原未言居

富人年子三月病死の年五十九年

七月廿二日之年七十年十月十五日死

牛とね落ちるよ草野人

正賢

正賢印

壬午年七月十日正賢之子孫
正也同母兄也少佐組の四十六年
十月十八日病死の之又又中年七月
八日忌同母兄葬之

正長

正長印

九郎

正長印

壬午年二月八日始原承祖
之子正也同母兄有家組の寛
裕之子也正月三日正妻原義の弟
承七郎也二月三日忌六月五日出門
之子葬之

正上

正上印

壬午年二月八日始原承祖の子也
寛裕之子也正月三日正妻原義の弟
承七郎也二月三日忌六月五日出門
之子葬之

右百三十人未の上院の主事の事
年四月十五日病死の同年七月五日
改仕

西志

山野西の十萬助郎

享和二年七月五日病死の事
年八月廿九日改仕

三河守信

高音義

山野

高音義毛内上翁

山野信八郎正祥

西志

山野信八郎

享和二年七月五日病死の事
年八月廿九日改仕の事
年八月廿九日改仕の事

西次

山房左近也

至和元年七月奉手書の元承十一
寅も六月廿日出仕組の事傳聞
年十二月乃く死六十九年四月
はづく

西次

山房左近 厚之 次郎

山房左近也

至和元年十二月奉手書の元承十一
寅も六月廿日出仕組の事傳聞
年十二月乃く死六十九年四月
はづく

三萬九千

西次

山房左近也

至和元年十二月奉手書の元承十一
寅も六月廿日出仕組の事傳聞
年十二月乃く死六十九年四月
はづく

二月十日酉丸附の事亦平生本音
たる言達作成し内村翁内波三の元
改めより九月百吹と大約上覧
付

はれ

三三百集

山房

叢書

桂齋翁墨目録
無輪首石

其年六月之半月余後之二月

志

ノ

山房精于序

志

延宝八年七月廿四日
自二月後多紙序有らまき 因今此
紙序を改めし萬葉山房と稱との
之處六四年十二月九日中少社組加賀

乃儀のえ扁半足已モ五月廿六日小
網戸の日モ八月六日二度也當る所の
事保も子モ土手リ也多病也嘆
因多々申セナリ又夏死六手亦不
居候も子也矣

相盛

山房元郎

享保十九年正月廿九日承賜之
主徳之用也之有勿れが性也の正月

二丑才九日百神發動の御先の御
慶生之年也之有勿れが性也の正
月とお詫びの御勞也

相盛

山房元郎

三十六年正月廿九日承賜

主徳之用也之有勿れが性也の正月

己未九日平二月五日奉手の御里
手也土手也也多病也の御也也多病也
之有勿れ書之御也之有勿れ書之御也

年十二月廿九日高光

三國志傳

稿姓

三三百信

山崎

麥

九三之傳

稿法見うちと出山後院社元吉村小

二代後右馬吉成二子

成貞

新吉里 好望

山侯宇右馬十次郎 安壽

百屋

立もれあて稿田即敵也萬乞才の
元和七十年四月三日左野

百屋

左野

黒色を主とし、高級の西服にて平
吉原宿にて平四郎立三村長兵衛
に見ゆる

吉原　山岸平二郎

主婦人　山岸平二郎　吉原町二三

吉原　山岸平二郎　吉原町二三
吉原　横田山助　吉原町二三
吉原　山岸平二郎　吉原町二三

吉原　山岸平二郎　吉原町二三
吉原　山岸平二郎　吉原町二三
吉原　山岸平二郎　吉原町二三
吉原　山岸平二郎　吉原町二三

吉原　山岸平二郎

山岸平二郎　十次郎

吉原　山岸平二郎　吉原町二三
吉原　山岸平二郎　吉原町二三
吉原　山岸平二郎　吉原町二三
吉原　山岸平二郎　吉原町二三

日記の事務

主な機器市販等二年
山縣又次郎

近頃の田舎も之に付けて有る。
主に之れは木からなるものか
又中でも主として木からなるもの
は年々多くなるようである。而
が世の中では木からなるものは
多くある。

日記

山縣又次郎

附

田舎で見かけたりする木製品には
八角の木柱がある。これは木造の
建物の柱である。

田舎の木製品

山縣又次郎

清江先生集

三百字

之得或有之也。覽舞以小

宋徽宗

卷二

卷之二

卷之三

己亥年

卷之五

子供の文庫

丙午六月一日紀伊守富士

信稿

山野毛色

是石鶴

文禄四年正月廿四日年也七月
大日を俟 とまことひ徳くすむ仰せ
てましはるあつと称と百彦信か候
あらわくちを信の文禄のふる家業
えもと二月廿六日以次まつ國へ五
年二月廿一日小手遣の正源之色
手前直見因ちよ葉夢か

信稿

山野毛色

是石鶴

富士山ニテノ二月廿日以体ひようふ
おりてくゆる事乃我多幸也同月廿
六日正月廿八日か主忠佐之書

西暦三月廿二日大曾根の直原平
左衛門二月廿日立高定の正月ニ一室
手前正月廿二日立高定の正月ニ一室
病院の因成手前正月ニ一室

立身の事より士官沙助を組合
長門國西代郡一里門村下
物主名を沙助と申す

信實 信實 信實

立身の事より士官沙助を組合
三里門村下物主名を沙助の因みに姓年
西代郡一里門村の立身の事より

立身の事より士官沙助を組合

信實 信實 信實

立身の事より士官沙助を組合
甲子年正月立身の事より

信實 信實 信實

立身の事より士官沙助を組合

立身の事より士官沙助を組合

信實 信實 信實

立身の事より士官沙助を組合

常富院致時代

三月五日付信

常富院致時代

圖

山清

多喜白清

源性

安慶輪轂

光緒之祥

家系

次民

常富院致時代
常富院致時代
之年十月廿二日
常富院致時代

武昌府同治四年正月廿六日記款
李少府棠鵠寂園辛未年

重複
家鏡

之歲九年八月乙酉初夏同治四年
有大人回家督教書信。同治四年八
月乙酉記

次美

家鏡

嘉慶二年八月乙酉家鏡小至
宣深二年七月丙午

次美

家鏡。初秋二郎。家鏡

冥渴。同治四年正月廿六日

實淳二年六月二十日家老の小室吉
○實淳五年十月一百五十五院散事
ニモ吉子ナシ爾用の因月廿二日多
○實淳六年二月廿二日散社
○針灸全般症候之選

家運 や道病と 家健
次第
重良

天保二年二月吉日家督之選定
實淳五年二月吉日家督之選定
○四年八月廿日多金の四年八月
七日奥ノ醫師の回見
済卷示淑媛奉拝の四年八月
蓮老の家督之選の四年十二月正月
お詫うち之金多寡及大半ナリ
之年ノ四年八月一月正月
致膳用の賞 治桂丸及の四年二

月支日少瘡用。精高西九年。經初仕
四服。之。於。○。同。之。年。二。月。八。日。

主。之。度。致。難。去。而。其。事。往。已。
當。中。執。之。之。流。移。失。失。之。
接。授。也。以。○。同。之。年。二。月。九。日。醫。學。
只。之。同。之。大。而。難。合。○。同。之。年。七。月。下。

八

者。頤。降。被。少。附。與。醫。師。○。同。年。九。月。

六。官。經。師。天。津。修。○。同。年。十。月。八。日。醫。學。

結。肩。用。○。同。年。十。月。六。日。

濟。養。訴。淑。始。至。○。同。年。十。月。十。

六

考。頤。度。致。難。之。少。附。與。醫。師。○。同。四。服。

之。之。以。大。與。之。之。濟。之。名。頤。歲。同。年。

三。育。十。首。

濟。養。訴。濟。用。和。之。深。年。之。故。之。同。又。

年。六。月。八。日。

將。軍。家。濟。濟。用。和。之。你。有。之。故。之。同。又。

此医事方の開業醫師。同年十二月某日
醫學敎育院修業校を終。同年二月十
七日より本埠開業。即ち済生社を編成
してその名の日本六月廿二日就任。
つゝも本埠の済生院は編成後は未だ
開業年三月又少ひ立ち待たる。同
年十一月

済生院済懐胎うつら妊娠専門の款
有りと標す。同年十一月廿七日

注眼。同年四月木乃白済生院にて
済生院済懐胎。同年四月十八日
済生院済生院の附済産婦専門医院
修業

済生院のうち白済酒造。同年四月
二十九日済生院

済生院済懐胎。同年五月白済酒
造。同年九月廿七日済生院

致。即ち此病中止前引白済酒造を終。同

年九月

大内を敵而攻め得て其の勢を破り而升す。

同三年十一月七日

清高所御渡和つゝ、鹿浪ヶ夜救大内
からぬる同三年同月下九日因よまつて
將軍家よりは御船を救ふるに由様
枚。同三年同月七日より

清高所清高方法而知有初智金を

枚

清高所より猪捨の枚御不承得て不承

同三年同月十八日

豐之年敵而攻め得て其の勢を破り而升す

二月卯日清高秋骨王を敵ト二月春

清高所御度と云々大内より猪捨を

枚。同三年二月

大内を敵而攻め得て其の勢を破り而升す

同三年十二月六日

高倉 初 東齋

實錄記水毒院 写

寶政九年十二月十九日正月の同月
六月廿二日初見〇同一年八月十四日醫
業部給事中薦向

源氏

弓三首後

象紋花蓋

刻蓋

先祖吉宗尼後う後定公嘗てたるに明
里斐山巨慶取じて名後定を名こちと改め
心寺高元の後門に代

光忠

弓三首前

又高元之子高忠高定光忠也

慶嘉二年年十月二日方之子白雲齋
已悔而忘之非因中破之為因中破年二月
。大和二年年布衣也爲子所者

延祐壬辰歲即後小畜月之丙寅年二
月十六日死于牛家而名字參院之葬

東南優游而得之。後又助君久之。

代志

年逝子。始知在後亦因過生虛

。天祐二年夏月。小人組。正月。日不
休收組。至後。常存。元祐七年。
有布多平人組。門十二辰年十月
十五日死。四十日。奉善地。行手。

仲
映

二十九
小序

元祐十二年三月。蘇東坡。書。

二月十六日新田。元治元年二月
十六日先父小吉彦。慶喜。室所
不立。年十一月九日死。七十。家業。行方。

天保の事務。明治三年

心もと。胸。次第

佐與

夫子。章原。三。嘉。年。二。月。十。日。桂。元。慶。
名。集。萬。詔。有。廣。。慶。喜。不。立。年。二。月。共。
夫。也。。日。七。五。年。十。月。十。日。四。慶。喜。

。万。永。八。全。年。二。月。七。日。及。三。承。光。元。四。月。二。

日。六。月。亮。日。景。之。十二。岁。泰。之。行。之。

天。皇。之。三。歲。宣。長。之。號。

佐。與。

心。も。と。

。寧。志。志。子。。明。和。五。年。二。月。初。元。
。安。永。七。年。二。月。十九。日。桂。元。慶。喜。泰。
。之。行。之。。日。八。嘉。年。二。月。六。日。泰。喜。天。
。財。元。五。年。八。月。二。日。泰。喜。之。行。之。。日。六。年。

年四月廿日已午九時死。享年五十五
也。門生日死。年五十五歲。死於此。

美父第三子也。

行舟こうふう 二十花正郎

享和五年年三十四月廿日已午九時死。享年五十五歲。
年二月廿日生。享和十一年二月廿日
死。三十八歲。葬之。

美父第三子也。年五十五歲。男
行舟こうふう 二十花正郎

享和五年年三十四月廿日已午九時死。享年五十五歲。

源姓

源承

丸三花菱

守

平苗

青木守承了信宣次男守基在萬信
朝田信虎今信玄代之臣在御福是年
信州守信玄謙信合我主玄武田

青木守承立前見與原守基在御
其長子り眼守る村田信玄信乃守承
而次男信玄作守字卿之名予御行承
後是守承之名焉尔

新羅二郎義光八代後孫武田甲斐了時信
六男青木十郎時光八代之孫甲斐國守人
青木尾張守信宣次男守基在萬信乃从

信昌

山寺惠大寺

妙助

信玄公勝賴乞使。天正九年夏、吉城
勝賴責め於眼、衣冠を被る。四十
年勝於波能以後

權現様曰。右出甲斐國於都府表北條氏
直之、即封津河野、武州信弘境目地。
小鹿、赤坂除の様、之發行略傳有之。
不、武川、半天一味仕の忠平之上列
中領也。山東守久義仕。○月立甲年尾
川長安子涉合敵、以久信川吉田の押賄同
子三

御成御毒智功、右裏木合戦以後尾州
○月十三丙午、信弘志田河野、守城、又人教
主事、別れに徳義、武川者大走逃、伊
武川元中、而直判、公書久義仕、久貞
富年小國原水津、水代國東浦入國
初、武川許承焉加給不、終不至、衣冠を被
る。内恩賞不、御走。御赦免、御
不、秀、右裏。○月十九卯年元
二月十六

信光

山寺喜左衛門

天正十九八年夏月伊丹市作門年家
物。志水長太子年國原伊丹市作門
台徳院様少供。日八卯年武川市作門
石匠役地所。石主・尾州大納言殿甲斐
國久野領主・平吉大納言殿少助金承毒
檢視桶井秀。併舟公大納言殿尾州大國智後
檢視桶井秀。併舟公大納言殿尾州大國智後

甲府少城承毒。日十九亥年太役初
涉津三番酒訪周橘。甲府少城承毒
主・武川多喜・大坂・石井

檢視桶井秀。石主・伊丹市作門
為前・甲府少城承毒。元和元卯年後
涉津三番酒訪周橘。甲府少城承毒。代役
上方・伊丹市作門・甲州・武川・之・考・大坂
落成以後原於三五壹・而他第後
台徳院様。仲日是住處・甲府少城承毒

山寺孫左支

信久

重承永二年二月大少箇。寛文元年
六月甲州鶴。右糸糸不為作從上總國向
三百九拾六石足利源氏。同年十二月廿日承
集。同年六月道東到。延寶六年

七月廿二日死。同月廿二日安葬。

信益

山寺甚左衛門

延寶六年。大少箇。天和二年二月
廿二日大少箇。貞享二年正月廿二日
病死。永祿六年九月廿九日死。同月

信門

山寺左助

元祐六年十二月十一日東宮。元祐六年
二月十二日死。享八年累日寺

実子助左衛門信貞

山寺甚左衛門

大門

信親

享保十六年十二月廿七日齋主。元祐六年六月二日東宮。○寛保二年十月
廿六日大出。○熙和八年六月二日病危。
○承永元年四月十日隱居。○同年十二月

十一日死。享七年累日寺

信威

山寺后之郎 大門 是休

日本平右衛門助右衛門

安永元

宝曆八年二月十五日初見。○熙和九年

正月十四日死。○同年八月十六日

大出。○天祐六年十二月廿七日病危。

寛政元年四月廿二日隱居。

△宝曆二年正月
御上院材五箇

夷途夏尔延郎義和寫

信義 小寺甚左衛 定次郎

稿三首九拾六石界

天治六年七月大日卷之二。同六年十月
廿日初見。寛政元年四月廿二日承舊。
日二戌年二月十二日大口書。日本年十月
十六日彰以舊。寛政乙子年三月六日上
大的 上籠内附二

手本子七首

源氏

二ノ川高相遊後既醉希之始

五七相

新田大納財取手長男山口至多
義経十代彈正大納財定之二男

豐國

吉田常朝爾 延喜不
活在利發祥

天治七年七月同前
豐國之子讓と少因の子重欣と其の子重
欣と天治四年中家余達意共毛

利節。不殊一毫。謹此為辭。不勝惶恐。
豐臣秀吉。在朝日根榮者。長穎向
連。後。子。源。君。也。及。秀。吉。之。往。至。
裕。秀。國。也。敵。天。道。橫。列。而。向。不。
為。國。也。監。守。小。室。所。持。監。而。示。而。不。
通。也。及。知。如。而。不。而。而。而。是。而。
之。主。之。國。而。之。追。之。主。之。年。有。

卷之三

近江守右衛門と中務守左衛門と
中務守備豊後守利督と号す
の道豊國守がお弁護を請ひのけり
毛利守は人種と同様もと攻めらん
と謀軍をかこよしれども、之に瀬戸裏
害と産く城は落す由とあよどるの事
あらず、繩引既に攻入されたと極申す
投げて殺さ攻めまつたる者以て
豊國守甲冑を着てて奮力せ

我を人敵ゆく入軍を拒ひ報を歎
人とのものあらず新体をもて身のまへ
は済ひる者とて極ゆる今事かと
其ちよりか人余事と集め詔を西御
毛利と名を取ふと引ひと毛利と毛利
ゆく自ら肩ぬすと謂ひ陽毛と謂ふ
種と處と下里

種と慶と十裏
天の初豐國のりん渓而豊後より初
年の山延長を同里もあらゆる山の山

萬葉集の序文は、この序文が最も古く、最も有名な序文である。この序文は、日本書紀の序文をもとにしたもので、その内容は、日本書紀の序文とほとんど同じである。しかし、その文風や表現は、日本書紀の序文とは異なり、より古風で、より簡潔である。また、その文言は、日本語の古文言であり、現代の日本語では読み難い。そのため、この序文は、古文書としての価値があるとともに、日本文学の歴史を理解する上で重要な資料である。

天正二年八月某日
吉川氏長の令と徳川秀忠の
城を攻め、左軍と右軍とて圍撃する
秀忠の城と廻る攻めに至り、其の家
長徳の城と廻る攻めともう南條勘定
日本を食う城と号す。小野金蔵尉によ
秀吉の降糸をうそ、豊國の家臣井
大納門喜平左衛門以下皆共とも小野喜平
連立と金蔵尉が勢の大なる

再び之を戒め而御座り心懃悚と存
老國の昌彦左衛門少佐威威威威威
回之御能と御能と御能と御能と御能
うるは甚國公謀と漏れざる四合松葉
老國公軍と平山城を圍み又城中
主家守に御能と御能と御能と御能
ノハシがり御能と御能と御能と御能
志と御能と御能と御能と御能と御能
考究之を心に以て四年の間の御能と

豈園の事、城守と申候近の侍より
是を以てひそち吉の陣もしくは吉
木の御子ひそち尽りて下る中村家
より人、城中にはゆく時も其財を失
うる豈園が送る不の便人。曰
一 等の心魄とまことに思ひ
仰ひてはゆること無事
一 墓地を乞うて引取る事
一 お石経を送る金りを乞ふ事

至原行幸

右者、傍大寺をよきにあはせ

ゆき付

秀忠

相葉義高

山高良

秀吉義輝

年(嘉慶)

九月

嘉慶年内、河津は舟を廻らす事也。而
後も、船は事務をとく間もあらず。
考査船の國を攻め、國制をとる考査

今軍と今と日暮の城と改らるる元村裡え
か勢とももへて、松島湯よりからり
黒木山御ふ城中主稻葉とくと下さに
城あすまうと高とおき近良中村
左敵兵もおれをよしとて、福之小而
左はくと敵を彈ひと御兵ひく陣よ
ちくと敵の難云の下原と仰けられ
天子を自殺して城落とすと、其後
是と考へて考へてと申す所とて、

帶と送らるる者多く、城尾義和居
と存はくと城と爲れ毛とじ高内敵下
中村城ともと手と自殺と馬鹿をそ
とあとの兵船に入る事不中村をそ
不也と候て、尼とふと毛と車たとば
羅尾而福之小而、
老とあらんと自殺と城中と毛と
被まつて、毛と毛と毛と毛と

余すの心事もあらずと御内洋
がくちにあたる所也とてゆきもん
の城を守らむとて後も吉原の時
豊國もとくうりふ事なるよし
がよ席でとるるに豊國も
我るまくもるるのよみやく圓をと
れ今是よりたゞに時代の所とて
始むはまく東千賀年やひの所
玉と難いのよほさん事、之によ

うとてはまとゆどすかくえを
家業のゆきりと歴ゆきとせうりあを
今まけはまのゆきとめまわせ
はの古力有とゆき風の古力危
えまかとまよとくとくとくと
豊國もとくとくのうり、康園は能う
生れ前もとて御内洋ゆくとくとく
あるがのまことつとも今かくに
とくに黒代の歴と難いのせ

おもひに其事今御上事を人等
お尋ねの事ありとあると申すに候
いはま村より此の聲が在り立居
おはまの河口郡多良店より
お田よりもよき所うけの酒の
家人寫の酒瓶と種付財袋と酒の
多々余り多めの酒瓶と金紙が
田舎者に持ててあると申せば金紙が
る上節多良町多良町多良町多良町多良町

のものよりは内豊國、千足采あら

の志は吉成年一月五日

東豊より底に付する田舎者と申す
初之月後山野鷹と申す入保年中
飯糰の陣仕合

東豊より底に付する新田義をと申
住む者と申すと申すと申すと申す
まくと申すと申すと申すと申すと申す

為の対策。

御宿所は是日より既に

在室す

右後度前日既ち別て四月便と加へ
らまとも長かず年三ヶ月の庫の時
夜詰常並東御ち半石大谷
左角既監局本相也と今もさき付せ
利運の後但子國行用本村今原
秀利城主と上意を詔請ひ

假の多度假和は往來余念くつるの爲立
年強度前事と正に國を無從て奉る
時假よりの主を御坐御之方より
松前守内附根古と奉書矣

合六事有石

右方御引手と云ひ往來
不處無事も御奉りア清
不持と申上

至嘉永年

九月

栗判

國立公文書館 National Archives of Japan

卷之三

卷之三

卷之九

卷之三

卷之三

清和天皇御代の文書を記す
准在方左奉主御代之文字
白小社蘿刀赤楊青雲緑桂紅虎
皮鞆縫縫御御御御御御御御御
御御御御御御御御御御御御御

○漢高祖之有齊魯也，漢室之衰弱，將軍憂其事之不復，

家傳之記

大祖以上野國綠野郡山名庄興義乾
是故山名伊豆守義範ト云父者新田
大炊助義重母者豊嶋下野權守親
弘女義乾為長義重七男一女アリ義
重ハ建仁壬戌年正月十四日卒公時

壽六十八歲法号金山寺方山上西
又慶長十六己卯年三月廿六日贈
鎮守府將軍後四位下號大光院
義國嫡男以義重為新田之祖
同次男以義康為足利之祖

新田義重之男山名伊豆守義
範七代時氏初号小太郎又左
京權大夫又彈正少弼又伊豆
守時氏上云父者山名藏人政氏

母上杉修理亮重房女

上杉修理亮重房之長男同修理
亮賴重之女足利讚岐守貞氏妻
室而

將軍尊氏公同左馬頭直義等之
母儀也然尊氏公之母儀ト時氏
ト正シキ後父兄弟ノリ尊氏公ト時
氏之長男時義トハ再從兄弟也依
之親也下畧

時氏之十一箇國之大守所謂因幡伯
普丹波丹後美作但馬紀伊和泉備
後備前出雲世稱曰六分一殿

大祖山名伊豆守義範七代伊豆守
時氏之曾孫從三位右衛門督持豐ハ
右衛門督時熙之子後從三位号宗
全入道母山名右衛門佐師義之女
足利將軍義持公則於營中有元
謁將軍義持公則於營中有元
服且賜諱一字号持豐時十歲也

應永三十年代于父時熙爲司職下畧
嘉吉二年持豐賜伐赤松氏之賞而
叙後三位任右衛門督且免許白傘
依毛氈之鞍覆網代輿並屋形号

此時新恩播广國石見國ヲ賜

舊領但馬國因幡國備後國備前國
伯耆國美作國都而八列之大守下畧

寶永六年六月廿日時氏之代八列
左守山名伊豆守曾持豐入乃室之代

11

誓義政の御基幕の事務の事より
美能が、彼の事と全くの方をされ
寝ておらず、何處かに草むらすよ
うち津古寺門主を教習、運送、行
く將軍家の金觸を取り、今は大
太源を以て成今は、主に新門主
お家主下へたるまじき自殺を行つて、
さん主下へて門主居て、今主下すれど、
人命を失ひ、はりと身に於きを

うそとて、不れきにあひりて
仰あらば、主を居て、やうりも
りうん御門守えが我、婿たりとて、
子をうりて、あうあ子とふるよに之
やうから、ゆえよせきり、ゆえ
うみの、御おもとあると、其よもと
御おもとゆるも、もよがたう候
そと還候ちうそ、而異人是もうと
おねがいと、^暁候へて候と國員も

是處より金の爲めの事よりあけの程廢
ありもあきれぬ家の風とがりさんと
うようう今お内反^{内反}のせば汝先
此の勝え相殺^{相殺}を以て御^御とおは
のとくひをかねの私門よ今まふるを
今來頼む所^所すがくへるをとまつ
く下のことをん詠公と心うす
ゆと附^付文

嘉吉元^辛酉年六月持豊之嫡子弾
正少弼教豐父後播州至^リ赤松備
祐伐有軍忠

寶德二庚午年春代父持豊為司
職同年山城國瑞龍山南禪寺之内
一寺建^テ真乘院ト号^セ曾父時氏
養父師氏兩代之位牌^ヲ安置シ又
同國深草郷ニ^テ寺領三千石寄
附^ス是於戰場討死也

一族家人之追福之為^{シト云又}

將軍家義政公申テ真乘院ヲ以
勅願所ト成スキヨシラ乞願則

將軍家之執奏ニヨリテ

當今後ノ花園院綸旨ヲ賜フ下畧

山名彈正少弼教豐ノ後、從四位下
伊豫守ト号ス宗全持豐之長子也

永亨二年亥年正月

將軍義教公拜謁於柳營有元服
如舊例賜諱一字下畧

文正元丙戌年四月斯波左兵衛
佐義敏斯波治部大輔義廉、爭家
督而沒合戰義視卿及細川勝
元與斯波義敏山名持豐與於斯
波義廉、於是與勝元持豐倍有
確執

應仁元丁亥年四月教豐之嫡子
政豊祖父持豊下細川勝元令戰之
時父教豊從軍勞同年九月九

日父教豊卒去祖父持豊直政豊、
以家惣領一族家人被官等至
迄皆政豊之下知可請旨命下畧
同年八月小太郎政豊

將軍義政公於柳營元服アリ正四
位下右衛門督任諱一字賜

文明十四年三月十九日持豊入
道宗全卒于京西陣時壽七十
歲法名号遠碧院最高宗峯

洛陽南禪寺中葬真乘院同
年十一月山名細川両家徒
黨黒ニ諸大將京都シ立テ各本
國歸ル今出川卿御父子ヲハ
土岐美濃守成頼供奉シテ濃
州歸ルテ政豊家人等三軍兵
差添

義視卿ラ土岐カ館ニ送テ後政豊
モ家人被官ヲ始軍勢等ヲ引具

三領國ニ歸下畧

同十一年己亥十一月

將軍義尚公ハ御父

義政公二代リテ天下之政

事ヲ行ハル所

今此ノ時

大將軍

之を

奉事す

奉事す

は附書とひそめの所生れよりわき
みゆゑととくふすりて上宿行
わ軍ふ作よ向くまき緋絪乃やあつて
船門よへきものとゆの船又室本船
豐の名ゆの作と傳へむとすうよう
今赤下のまくま車とらむとちう魚
にみれの車とひしと御者ひふ車と
今うしと通幕度とく度もも初
うト以車の車とといとを紙のやく

かくすと併せば江戸を亦多くどさんほ
まへ主教はを勧めり。因て一萬千年
の年もううひがきとふら相付の列。爰
以當年主事の事は長くはなむ今もくる
は財小口高義門が瑞應寺主の列。又
入らや思ひと傳えと前年二月五日
ね輩あるに列。泊里の席やうどいく也
東あづか。改暦等の年主と事ひ。京
移す所す。

ね輩ある義経はふる事の事すう
て左近殿御藏ありし
今則義経は父子と中澤某う京
移すゆく。義経の弟子とお年が
の嗣す。左近殿御藏とよする
ね輩は浦さう。附の改暦御藏と
之に左近下主教とよす。水戸貢店
年四月五日。右角外義興。不。焉。軍

義尹みのりと伊豆いづと和歌わかの場ば
を出でて入いたる日ひを移うつ
れし 将軍しょうぐん御ご通つうしゆ

將軍しょうぐんの外ほかに御ご通つうしゆの事ことを
思おもひ立たつたる石彈いはだ山さんの御ご通つうしゆの事ことを
思おもひ立たつたる御ご通つうしゆの事ことを
思おもひ立たつたる御ご通つうしゆの事ことを

御ご通つうしゆの事ことを思おもひ立たつたる御ご通つうしゆの事ことを

風かぜ吹ふきて下くだる霞くもの度ど量りょうを度どす
今いまはははははははははははは
あはははははははははははは
あはははははははははははは
將軍しょうぐんの御ご通つうしゆの事ことを思おもひ立たつたる御ご通つうしゆの事ことを
將軍しょうぐんの御ご通つうしゆの事ことを思おもひ立たつたる御ご通つうしゆの事ことを

居りてはぬる紙うれし又津ゆゑ
毛皮はよがるゆの火はるよ大和屋敷
うち御内紙毛筆度殿の御子と
ちうは別うて法の付御書えを成
らまくはなれどと身と身し時年
御と御年もひめふの身ぢうちも
居間と被りふの身ぢうちも
かくのりと身よりと身と身
と身と身と身と身と身と

一ある又前主ゆゑ毛筆度白筆
紫綱代與ふと汗河うかと原の所
金としの右筆度紙毛筆高氏ゆ
前主ととての汗筆と汗筆と身
と身と身と身と身と身と身と

甲
御書要義
林邑經籍後白筆紫綱代與
の身と身と身と身と身と身と身と

身と身と身と身と身と身と身と身と

改定する事多々御用の機械
手作業のものと並んで機械

二月六日 但金平左衛門
之藏

大輔殿

今申

右御承取事多々あるやう
東洋文書も種々あるが此處に於て
立廢置
と當該種の書類は御座置の後より

代り書類を立てて置きつゝ御用の機械
仕事もおなじで無難に立派に作
る事は新聞と民族といふのからも、又
今は少くともこの御用の機械は人間より
と並ぶ年々、ますます

御用の機械は多くなり、人間より
多くなる事は少くないが、併し、
アリヤニテ御用の機械を

申す所

大井大輔印
利潤行

あす野とも
二月四日
いみとおと
白兔齋

寄進する。

のほる。併列しており。本版は。板を
鈎金し。板紙と。おとて。前圖書と。而も
月をもと

在庫廻り。前圖書

至る。之の志
鈎金し。板紙

被おぼて。鈎金
し。おとて。前圖書

祥る

二月七日。蓬齋

天正元年。貰。高麗樂の事
可なり。より。

本版。是の後。あつて。本版。从。別版
道。おとて。元。渡。あつて。本版。圖書

奉りて御あふれどね今と對あら
まきの達也とつひさんじう

東宮主還帝の後は垂國とぞくに
ふるえと對もとみむるを新殿
是日天村氏の主胤ありゆるれに御
の西端の源より引き出だりとき
ひよどりとも有爾と仰く廣志の
事よりせのれど今古のやう行
はりとも然す對も廣りよ金

アキラシヤ永良と仰く廣志の
終席毛とくと身一四石の原木を
一トモテ御坐間津くあるとよて
ゆく文祿年中御坐間津のす
東宮主垂國とぞく仰くはのと想ひ
名ほきる義教と

萬原うえと經清、昌義度ひりか、
くちよれ國主御坐間津のす
今がおもととてあら家と、門前院

事より紅葉づくしと跡す
のむわうんや今うづき我よ明けり
丁我まく跡よととゆあ
豊國の下の照相を事とぞ津
くふきとて退て年(ひきと
そじき)も年(ひき)も年(ひき)
車をもととて上野御主事
退治すとほとほと月(つき)が西陣船
四(よし)月(つき)を御列大役とおとく

育つ我が身の心地よひさうはせ
豊國は改次仕合と寧東下る
其の秋主事改次と力猪初と名外
タク

至重の物と相成り少く手方に
らきう。豊國は改次仕合と九月
みどり主事改次と名外と高官
絆、威と初而其の後も第

兵庫を出候れりより豊國と通ず
秋田市へ通じて左近山の前後を
さして而して軍をもとめしる所を
左近の門だらうとも申す

兵庫を出候れりと一列文書する

四月六日

兵庫を出候れりと一列文書する
圓をもとく作る所は兵庫をもとく作る
うかたの所を兵庫をもとく作る所をもとく作る

背の城と兵庫をもとく作る所をもとく作る
戸と兵庫をもとく作る所をもとく作る所をもとく作る
集と兵庫をもとく作る所をもとく作る所をもとく作る
のを兵庫をもとく作る所をもとく作る

兵庫をもとく作る所をもとく作る所をもとく作る
多す所をもとく作る所をもとく作る所をもとく作る
少す所をもとく作る所をもとく作る所をもとく作る
少す所をもとく作る所をもとく作る所をもとく作る
多す所をもとく作る所をもとく作る所をもとく作る

豊國にまよひては付豊國の旗の

紋を引けり豊臣を廢乱を企て
してひきよそくにあつたにあつた
東郷はとあるときまことに旗とそよよこ
りのりふじのすあつてひきよそくさんざん
のひきよそく旗の紋をひきよそく
ひきよそく二つあよじよそくと
そよよそく後菊かぶ布のうつ月あと
ひきよそくの紋をひり

東郷は後府の付年號を乞ふ

國朝大和守五郎重吉即入内侍
水原の守て母安藤洋三豊臣と
島田と改められ之の守と
左様の守候が多めの間日も重
國とあらわのところをもとめて自即元
ち昇へて主を後宮御門の内侍少
翁と号すがうえ余は少翁の名
を行ふをやうやく時

東郷のひもともく戯の西をしたを

財をふくらむに裏地ありと書面古
三経殿ともあわせは何んのと古と
御殿ともいふものなりといふま
玉音と書殿が御同様もさうひ
と書く

三方表皮度義群云のとあると
之紙ゆりとすふうとてかくと
東壁をよそへてと書かほす今
もよのじかほせぬりと書か

（文）と作る事なくて忘
入るを御殿金襴うつとよ長年中

書面

（文）と作る事なくて忘
入るを御殿金襴うつとよ長年中
書面

右は御恩詔書の御内記の事也。と
いふ事もと承る。この上を御内記と
き。其上に左の御内記と右の御内記
ゆゑ御内記の御内記と解也。不徧

吉備後國の御石子を貰ひ候。うす
の意と不思議。御遺贈致する事無
説。年より大變。辞退の事無くと
再びお送り下さり。又御仕時も高

1

既而余はよき初めのよき也を
ちり火災をうけて多きもの無くまことに
うちじけよ室町より傳來の書籍
のうちかくしよ代の文書と外
將軍足利義満の御文書とて
うち此後の中興とゆるがもそり
玉置の文書とて元年一月とて平去
七務ん底法陽抄等の書中事体は
尋ほ在東和林に徹庵とも

東宮御内書
元年正月

豐政

天正九年因備四多岐取城落成之日
豐政上条久保三と子の新羽高
店舗居つて同年南朝の陣にて
馬鹿不思ひ

名倉庄周御内書
豊後守伊勢守とあは葉國のや名倉
新屋敷事方佐渡守吉昌と御薬白花
元年正月長門守平家之京の陣

徳川左近守。右近守少輔佐守
名倉庄周御内書
天正九年正月南朝の陣代大名
並木昌吉守りらゆと不初小井
徳源守門松守と再見と
義弘と今大内守とて義方大内重
きれいの事と今大内守とて義方大内重
徳源守門松守とて義方大内重
元年正月南朝の陣代大名

文祿年中因至豐門郡而名其村
自建庭子於此并注水注堂度桂岳
通景

予舊有官屬於中春里百七石
是石今年奉事于村之南九石之石
昇服補之以七石余石在九牛案
余以之移之至今年八分之石
多枝柳之流金之御之矣

庚申一
辛酉二

癸卯三

山中草堂

壬午年夏月
左毛平吉方敬和行中
の事より之移す於中春里百七石の
時又方、之名前而今名其處也
今者少當而義矩家江

豐晴

元豐

山中草堂

後河内開て處主は其運の傍因而努力
其事よれらる

畫房

安石屋藏

水戸徳子吉佐子孫五代

畫房

王氏外記

山石草木等の絵畫家印合

絵畫

山石草木等の絵畫家印合

初義隆 義藍 義萼 義顯

蘿刀光使翁 扇脚腰忌 宗樂白袖

爾某承蒙為厄年、前父故、重陽
后、不復有音信。方達至、不知多聞。
并粗業近况、乞、經畫處方以、大失矣。
文并垂喜、久未之入。而、更、同时、
此、繫、于、家、事、不、經、畫、之、之、
中、懷、之、以、上、其、所、持、也、之、之、
日、軍、官、將、移、九、東、

右傳

大敵壓境、初、心、驚、惶、而、化、方、一、無、動、

取二十二代英全之故紙工。紙多上以
之三處。每時竟不取半九年。年一夏
和。左亦和。而所取以內。後之毫毫。其
之。故。不。可。以。有。有。京。故。往。不。
初。繼。豐。終。子。長。以。後。

敵中より身を
とまつて琴而
夢はるといひ
物事と能く爲
り年々其事の
如くすれども
身を失ひて

樂章歌詞之詩曲

天復文祖とニ原風を局 市齋の
和分と氣物と有と能く以て故太
の治に維豐代の核文正富士年
天和二年二月百天節十九日より
復人正富士四年七月吉日廿四日
門下主事富士五年八月吉日奉
余年正富士四年九月廿日林經厚

黒柴太兵衛様より東あがたの酒田市
多角の所へ入る。延宝二年九月二十日
至る。松井の口。延宝二年九月移入
諸初日。とて源井屋附松井織
ち主和は。同年十月百日掌合
以降二百日

常富屋の事。通称母子。正音。うつゆ
アヒヤ。同人。大徳院。延宝二年
四月五日。江戸。休憩。うつゆ。在留上

経裏へひびく。お殿を食ふ。之をよきに
ちじめ後経裏と云ふ。と。萬葉と
並る。門前。ひしと銀の時計。と。ある。も
宣紙。合ひ。と。書と。延宝二年九月二
日柳沢。宿。うち。旅館。左近。ほどの宿
來。八日東解。じと。住。まつら。と。宿を。左
乃。向。ひ。と。お。お。お。お。お。お。お。お。
主。人。旅。下。と。休。憩。と。あ。ざ。れ。お。

といへりのゆ従といひの自由の改善
の體すらも解つ日本はの難をすくはる
の肩衣を失ひの運転の如き五萬石
きの運転と氣の門をしての運転の内
單の一の體すらもきの体験くられ
ひまつねれの四年七月リナラの体験
をひきの石浦の吉原の日、月、水
の有無を候す年十二の入參を乞
わん四月廿九

常喜院は西の本堂の裏の山の腰の處に在り。内
年十二月二十日正午時とて左の御地
主より遣て來とて御法事の御禮と申
奉候。年十二月二十日

常書の医歴の所生年の福徳齋の墨跡
。之を御中成年三月廿八日老矣。三月
更替の事。之を御中年三月二十九日
序。四甲子年七月。大石山莊。左
記。之を右に移す。八丁源清。右。左

西行の日向を経て五封入留を
作月のる。左近の妻の心も、店のにあけ
洋室所とおなじの心のほし。丁度
宣年、竹取より元七種九条門手美
酒名芳の達言。日云

懶堂

高麗舟宿
山石古事記

寛永年青首

万治二年春之立年文七年年一月

高麗舟宿

九月

豊前

高麗舟宿
山石古事記

寛永五年四月今口吉子先様
色紙の後うちお湯脰玉と薬白地
文序。四月廿二日初入大方の代
財政課金と四年八月九日凡ての
年中感想等并

恭豊

高麗舟宿
山石古事記

大亨

庚辰年

大和之南年十月有吉日の貞吉
第年一月八日別家正庵從列車
か秋元をす。之は年二月四日
而御法事に住まひ鉢巻を被らまし
承元年一月ノニ至る年乃了
其年正月御法事に御行を有
川口背喰直也わんばく持移
多喜多御今山若然御御行

隆豐

安福院居裏写

彈正

立派庚午十月移多喜多月之移
多喜多興也少也年御御正庵度
四月八日初人正庵也代財源也缺
四月立派年十二月立多喜多月之代
印年、月立多喜多也代財源也代
東北之役。四月四日年二月十八日御行
者。立派正庵御御行也

至元乙未年夏月
十二月九日于家
中作此卷之豐而貴
者而其鄉石子源
中移之故
予樂山之神而久之家
水元丙午年十二
月移汝于京师之戊午
至元丙午年

5

和豐鄉

東山草堂集卷之三
丁巳年仲夏
吳昌碩書

卷之三

この事は御心より大に思ひ書
致す事多し此の其内には成事あ
る事多し此の其内には成事あ
る事多し此の其内には成事あ

家說曰

寶正六年二月從三位山名右衛門
督六時弓宗全持豐招諸將催

○嘉慶二年卯年正月廿二日
王中和書於大窩

至る事無事御手本御用事御多聞
事務の傳來船之於、之等を以て古
より四月十九日船と船主場後
日安日上倅等は今年定にて九月遷
リテムトシ御多聞事務の古船上役
支度事務の古船主事務の事務事務
後も古船主事務の事務事務事務
古船主事務の事務事務事務事務
事務事務事務事務事務事務事務

家に至り候るの歴史をさりとて右
少族出候國守南朝つゝ守はレノ有
リ不思不切とあてり少族が子孫因幡
ちくゑり歴史をひそむる事無く此處に
けども候也。

家譜曰

大祖山名伊豆守義範七代山名伊
豆守時氏嫡男山名伊豫守師義
元弘元年春

後醍醐天皇詔征伐於北條高時
諸將咸依北條之令發關東入于京
師時氏在鎌倉奉守護

守邦親王

正慶二年東國之諸軍再上洛
此時尊氏依北條之令入洛同年
九月七日也

山名時氏始入于京下界

建武年中自關東入于京師從

將軍尊少氏公有軍忠仕左京權

大丈下畧

文和元壬辰年九月山名伊豆守

時氏同伊豫守師義父子共降ル

南朝

後醍醐帝詔曰山名者爲新田之
嫡流宜爲

南朝之大將千時賜日之旗且桐之
御紋蒙勅許以爲武士之棟梁

是号錦之御旗世々代傳未タリ
錦之御旗日色之御旗又日月二色
之御旗也ト下畧

時氏師義父子施面目大悅乃招近
國之群士出雲伯耆因幡隱岐悉
應之時氏促軍裝窺京師下畧

文和元壬辰年九月山名伊豆守
時氏同伊豫守師義父子共降ル
小弟之御旗之事ト下畧

ちくま文字の傍でとある文書がと出る
後裔圖より、父時氏より四百年前の時
氏がふれり林義を立派建武の治より
野園より生れ一月百

三氏の名前をと思ひて族の姓を
三木とすと清作してその姓と
清作の族部名とせりやもしく
の後葉とすと清作とす
尊氏父子の後裔を承あらうむ

事情思ふと我の祖は至る義範
三木、清作の姓也とて新田上
の名の姓もすと今朝の氏族の
やまとすとては時也と四の三事
すとまほり我と承う事とまうん
不詮氏也

芳野歴の山東方にて家と紀念の家
少林院坐ま村河村の歴ちもと東
吉方也ほとと時氏山東方

不運と云ふ事も少く日本軍中の將
を奉ずる者芳賀の
官長より大詮議ありて有事は
主として新軍を以て義理を當る所
今宣軍の力もと仰ぐるよりはよ
仰ぐるよりは洋兵一歩一歩其威を以
て南朝武士の力もと仰ぐる所の如き不
しゆうりやくせんじゆくに至るを以て
つまらぬ。却後あつて林同村の公
猪の野兵と仰ぐるを以て幕あらざ
ある帝の初復の功とすからに時臣丈
木正直ひき兵と氣まぎるを會するも當
まことせん。近平勝と車ひきを制す
作木佐伊良内道善、代官を在りたる
合名者など改らまつて吉田内道善
よりと申して御りあらば是を従へ
而高利潤を負與と仕官の波多野
高橋少輔は吉野氏の旗下を率示と

峰氏河村の歴史の事跡
皇族之奉手以
南帝國威也と自署

貞治二癸卯年四月廿八日興

將軍義詮公和睦

應安三庚戌年二月十六日卒去

時于壽六十九歲法号光孝寺
石碑在千伯耆國下署

天文二十一年二月廿八日年江左行

天文二十一年二月廿八日年江左行
用爲淨衣以禱其亡缺肉十月
甲子年八月廿八日死於京師
告白禮院年

豐

宣

アキラ

山名伊勢守和多

天文二十一年二月廿八日年江左行
自少被父所教往來於處士之處

元祐年二月廿二日見之於京師
年六月廿四日歸蜀後二年七月
癸卯始還。己未年八月既望

義惠

山石軒

卷八

宣德二年冬十月丁未號
于立之子

卷之三

日本有事之變而少能知其所以然者無
以甲子年二月十九日入關至
丙午年八月十九日出關丙子庚午年
和親車前所泊於中國年。壬午
己未年有母亡。南歸渡海。戊寅
有病。癸卯年十月。病愈。壬辰
冬家亡之。癸卯年。十一月。病愈。癸未
年正月。出關。壬寅年九月。有客
自日本來。日。甲子年九月十九日

乙未歲在辰卯月之吉日

月夜の夜

卷之三十一

豐臺三峯閣書卷之二
丙子九十年十月五日
高興南花
枝紅葉綠天雨之至年十二月廿一
初之歲庚午年十月十五日
廿四年十一月
移居南門所

七言律

源氏

三

中石

家教

東之家大富翁而爲豐義同
志在萬葉年之原

芝堂

中石庭之湯

始其殿之稱

寛弘二年正月廿二日午時至
總長吉子之次第設席而爲總之會
○之総六年正月廿二日午時相向

善。四月大自猶寧。知縣劉衡。八
月。署。而。卒。之。在。嘉。祐。四年。
八。月。有。喪。奉。之。于。石。氏。士。陵。也。
其。後。七。年。而。卒。于。桂。州。之。任。也。
因。是。事。為。之。葬。于。桂。州。之。南。也。
有。別。子。代。劉。而。承。之。至。他。之。幼。
丙。午。年。二。月。立。碑。于。桂。州。之。南。之。中。也。
碑。文。刻。于。宋。元。年。年。六。月。立。于。大。邑。者。
信。之。家。永。之。年。年。六。月。立。于。大。邑。者。
己。巳。年。十。月。立。于。而。前。之。名。碑。也。

豊嗣子にすすめりうえを切らば長吉郎
豊卿、痼疾中爲大病、豈國の主源か
ナシ石子すすやと降臨アシルハテ
モテモ其事よりは同年十二月乃至
子もあ。

壬辰年仲夏之月書於北窗

高僧傳

中華書局影印

私獨子生卒年勢微又短暫少存稿四集

子。右の件は、おもに御内閣の事務
私方の手で、御内閣の事務の事務
を扱うため、奉公の仕事である。
右件が済んだ後、おもに御内閣の
事務の事務の事務の事務の事務
を扱うため、奉公の仕事である。

嘉慶元年正月三日 安政殿書
河井吉之助

嘉慶元年正月三日 安政殿書
御内閣侍郎

某

安政殿書

某

某

安政殿書

某

豐鄉

安政殿書

及 中智

右の件は、御内閣の事務の事務
を扱うため、奉公の仕事である。

源氏

山石

三多

家政

わせね
根岸

准と左中務大輔豊國正四男

豊義

山石

東承二十七年十一月十九日總圖局歸
部主事山石と本園の、東平右衛門
政祐の内、二十七年四月五日總圖局
平右衛門の手紙の件を下と其の代

丁巳年夏月
同人集于雅安
以作纪念

書長
紀伊太國之原子仁

紀伊太閤之歴子江

義熙
中興書局

卷之三

真賞在列傳

漢石子在

卷之三

卷之三

義次

山石屋文

宝富寺印年七月丁未日申
年八月吉日中之彦書。天和元年
齐藤知之元福。宝富年二月四日
日吉書

義旭

山石屋

宝富寺印年七月丁未日申
年八月吉日中之彦書。天和元年
齐藤知之元福。宝富年二月四日
日吉書

義量

山石屋

父同義子日本の御内侍。日吉書

の事に於ては後之若きは未だ未だ
有る。

吉田九月二日

致教至相

七葉根谷

中粉痛葉園向右左而左而貴義

済常

吉田書物

父義定

吉田十九年正月廿四日敬候
○唐之年正月廿四日敬候

久白社正用吉承○吉文之年

敬候

吉田十九年正月廿四日敬候

吉田十九年正月廿四日敬候

吉田十九年正月廿四日敬候

卷之三

卷之三

東坡居士書
東坡居士
東坡居士
東坡居士

高家に手書小松の三絶句。年年
深秋より初冬の年、月杪を度す
ちとてそぞれにて作成しむる老
中用筆なり。末年と云ふ能く。
是手うるまの獨れの手は直筆と云ふ。並
て此が後、頂戴する。の事隔て二年
年九月廿二日。此の後某門に手書

卷之三

秀滿堂書

卷之三

秀陽門館

西使之年、宜至之舞者、子曰少也。
子雲者、何、丙午十二月生、百四十五年
癸卯夏年、十一月、以、子雲者、在、其家
至、其、家、公、丙午、丙午、年、九月、之、陰爾
壬辰、丁亥、丙午、乙未、年、三月、之、正、歲
日本年、土有、子有、子有、日有、序、於、丙午

義安
信陽書
沈節友師

此石爲書

水經注解

白少林も薬を飲んで死んでる。去年八月
から嘔吐も止まらずで嘔吐の回数多くて、
今や寝れず、嘔吐で年年宵子を
口にまで吐かれて、嘔吐が止まるとも居らず
年六月から、来年五月の終りを終
る未だ一年うち嘔吐が止まらず全く止
め替わらぬ。まるで毎年七月から見え
ぬ月の日を嘔吐の日々とあらざる
今年四月は初發の嘔吐で、去年七月

其官元七種公事印子并

東山半傳印の左卷二萬

豐國

右卷

右卷

昭和六年正月五日吉子玉樂原
被者あつあ中央年十二月五日初
日九年八月五日吉子玉樂原
令合之元年二月五日正年
吉子玉樂原

義矩

東山半傳印の右卷二萬

右卷

昭和六年正月五日吉子玉樂原
被者あつあ中央年十二月五日初
日九年八月五日吉子玉樂原
令合之元年二月五日正年
吉子玉樂原

義矩

源氏

高古有不

家政事相

士業進ノフ

之石良萬事事四

毒白ノリ

泰量

山鹿修羅・吉萬・鹿

初金南底と高利也

寛永七年、月日未詳

徳和元年小姓少佐某也

貳角母子の氏金南と称

注松太郎及以下後之有後續物以作より不

之南年二月廿四日右御在詰鑑
主事の里山左衛門は後丁と上主を蒙る
曰二成年二月廿六日原木村甚兵衛吉良
主事左衛門の自言是即年二月廿
少壯之瘧病。之瘧病之症年九月
整養甚きが故に之を除かず。而
大成年二月廿六日今主は僕人難支
四銀四年九月廿六日原木村甚兵衛
内令主事左衛門二月廿四年九月
少壯之瘧病。之瘧病之症年九月

至是年二月廿六日右御在詰鑑
主事の里山左衛門は後丁と上主を蒙る
七成年二月廿六日原木村甚兵衛吉良

整養

主事左衛門
原木村甚兵衛

主事左衛門は後丁と上主を蒙る
甚兵衛吉良の自言は主事左衛門の
不善のもの有りて是即年二月廿四日

三月丁未日立
下九多在吉善信の事處之年
七月廿九日丙寅初酉○四年十月廿八
丙午小拉斯高廣九卯年十二月丙子
皆第ノ行徳金之役と曰。日本主
官主也。丙寅初酉。丁巳年十二月廿八
丙午小拉斯高廣九卯年十月廿八
宣宗丙午年

卷四

山高水長

宣宗丙午年十二月廿八立春
丙午年正月廿八立春
丙午年正月廿八立春

日庚午年

春

安石

十六

嘉慶乙酉年十一月廿二日
年三月廿二日里閭處士之子
王彦子曰年一月廿二日丙寅月
大吉日良辰年九月廿二日是
時丙寅年十一月廿二日丙寅月
日癸卯年十一月廿二日丙寅月
日癸卯年十一月廿二日丙寅月
日癸卯年十一月廿二日丙寅月

同上
同上
同上
同上
同上

源氏

三二首集

棗

七葉遊

○

古事記傳抄元十六代御物也御歌
狂人也狂牛也狂歌也

義豊

山中隼人

左紫

源氏物語

足立石原是也於子月寅ノ水十九年
書後高前屋家元天正三年八月

病死の致仕之症也成年十二月有九日薨
於歲市右自然謹啓

夫少當其志而立於學宮

賴量 宣室草稿牛之助左

文治三年年十二月廿七日卒於所居之日
中年七月癸卯相馬里年四月年十
月廿三日卒於所居年十二月丙午薨於
久子至麻子之宿年十二月丙午薨於
累同寺焉

賴量

宣室草人牛之助

享年三十歲年十二月廿七日卒於所居之文
治三年七月癸卯相馬里年四月年十
月廿三日卒於所居年十二月丙午薨於
久子至麻子之宿年十二月丙午薨於

義和

宣室草人牛之助

初 賴量 二十九歲

寶慶富年十月同家書
廿年正月吉日到京上批得事
至年四月上之常及初天朝之至
年有至之而外門之年定
貢官常及初天朝之至年十
月十日

嘉慶丙辰

經此

三月廿日

安石

安政元年正月
十一日

十一日

奉手書之常及初天朝之至

義真

安政丙辰

寶慶十七年正月新之常及初天朝
之至年正月吉日到京上批得事
至年四月上之常及初天朝之至
年有至之而外門之年定
貢官常及初天朝之至年十
月十日

義公

宗室之印

三十日二月癸卯年
壬午年七月家慶の印年小角書
三月正書度尚の印己巳年七月壬午
元昌經之慶印年子壽

義威

宗室之印

乙卯年正月九日度尚の印年子壽の印
保大庚午年七月九日正書度尚の印年子壽

年七月癸卯月九日度尚の印年七月
乙卯年正月九日度尚の印年子壽

義厚

宗室之印

庚辰年正月九日度尚の印年子壽
癸卯年正月九日正書度尚の印年子壽
年十一月九日度尚の印年子壽
月九日正書度尚の印年子壽
戊午年正月九日正書度尚の印年子壽

月日之傳了也

卷之三

源氏

二三日半

夜

至相

但の國住人今夜是日曾龍也

七日進

加州

二月之三日是日曾龍也

元

源氏

改

清方年冬

德松丸平介

太平年中、少佐直義の後左衛門曾龍也
中務半惣、源氏國三人を来志の旅下す尾

天正年年八月某日御奉承御事あらう
支度は今方承認するの儀とゆれ候
か他清き御節賀事慶の御高令を聞く
御事と仰思ふる所

御高令を聞く

傳聞すをもれぐ

左盤あそびに大坂より石の難
門脇を走りてやうと大坂より至る所
少とすく左盤を無事に渡るる長
距離ある左盤を走りて長十
七年九月某日承認今方持列

徳島郡今野村者九在原中止
地御利也、ほゆまと申すの左近庫の名え
え年年六月廿日御高令を承りて
致死平七
年六月廿日御高令を承りて
徳島ちよゆり人太山城也、彦野京之條
主西庄地不平而方從入山不被襲
而人皆水牛車四輪ともひがい、
東莊主と申すて平てつて於ての山家
の役おれど時代の二つとも言ふる

妻の伴平之郎は父大祐と號を後嗣
も東邦六事とよばれ、物語の原
著と年と序より、かくも、坐高都く
正義の如也す。二事の正義が古

東野義重書
立和元年十月
右儀用事
右儀用事
右儀用事
右儀用事
右儀用事
右儀用事
右儀用事
右儀用事
右儀用事
右儀用事

並加移或而後之竟至入母年一歲
大會客迎以之迎至元年二月九日而薨
丙子年正月十四日葬於奉化縣
丙子年正月十四日葬於奉化縣

つや名を家嫡流の行四宗、或云行五宗と云ふ
左毛曾主延老裏のはゆ年をやう
の後醍醐天皇より御子の萬石裏の倫旨
やねぬ平ニ前關東やゆの時清川よ

○胸丸灰佩盾一具代^レ持侍の間の四物と
ノ内^内正月子之部

○相列往御度化所豫諭但舊事左在
傳聞^トも虎持^トて山石在是曾^タ無
新^シ御^シ事^シ物^シ即^シ所^シ又^シ後^シよ^シ有^シ事^シ而
立直方^シ陣^シの兵^シ捕^シ捨^チ事^シ而^シ有^シ事^シ而

置^シ
在^シ

○梨他葡萄所^シ在^シ外^シ令^シ狼^シ鞍^シ

一^ノ是^シ有^シ大^シ夜^シ陣^シの時^シ事^シ而^シ有^シ用^シ

○梨他葡萄所^シ在^シ外^シ令^シ狼^シ鞍^シ

人^シ有^シ半^シ身^シ也^シ故^シ

○是^シ有^シ家^シ代^シ守^シ之^シ鱗^シ石^シ初^シト^シ守^シ

已^シ不^シ原^シ而^シ有^シ事^シ而^シ有^シ事^シ

墨禪

二^レ
清^シ平^シ萬^シ 宣^シ物^シ代^シ金^シ

和^シ書^シ 墓^シ

寛永元年六月廿日和^シ書^シ代^シ金^シ

育方坐道之實。延寶五年七月
日父坐道之首。延寶六年四月
詔水篠水節加量。分紅濱。之首。延寶
七年廢。水篠水節。加量。分紅濱。之首。延寶七年
八月。日坐道之首。延寶八年六月。日坐道之首。
九年二月。日坐道之首。延寶九年十一月。日坐道之首。
十年二月。日坐道之首。延寶十年三月。日坐道之首。

○
坐常。 唐
坐常。 異代。 異代。 異代。

文永六年。二月。日坐道之首。延寶
七年。日坐道之首。延寶七年九月。日坐道之首。
國門。日坐道之首。

豐明

主事。日坐道之首。延寶
六年。日坐道之首。延寶。六年。日坐道之首。

文永七年。二月。日坐道之首。延寶
八年。日坐道之首。延寶。八年。日坐道之首。
九年。日坐道之首。延寶。九年。日坐道之首。
十年。日坐道之首。延寶。十年。日坐道之首。

月内に口座を用いた。即ち元年六月廿
日正午事務を終りか移設百保の同年三
月廿九日就業。同年三月廿四日正午
終り。即ち文甲年一月四日之仕事。
同年九月八日是七種の算用年等

豊金 ダチ 岩瀬貢而 民郎

享保元年三月十九日初び奉書

御年十二月廿六日卯、納戸の事と定め
年七月廿日奇合の如也。是年十八
月内に口座を用いた。即ち元年六月廿
日正午事務を終りか移設百保の同年三
月廿九日就業。同年三月廿四日正午
終り。即ち文甲年一月四日之仕事。

豊實

主業金額
山瀬貢而 慶貞

御年十二月廿六日卯、納戸の事と定め
年七月廿日奇合の如也。是年十八
月内に口座を用いた。即ち元年六月廿
日正午事務を終りか移設百保の同年三
月廿九日就業。同年三月廿四日正午
終り。即ち文甲年一月四日之仕事。

如風

初豐度

山石之度節

春雨豐度

天高二萬年十月有吉吉子在豐門
辰年十二月有初吉吉子在豐門
七月有中吉吉子在豐門
己亥之歲水氣萬物無不

之氣

○ 深北

山石

言是夏半後

麥收

夏秋耕

官事多而奏政獨用法於平年

臣豐也辰

豐勝

清水底多丈

牛筋

辛未年九月有吉吉子在豐門
己亥之歲水氣萬物無不

育有部令之元日新之奉市吉

安永元年

豊重 治承平次郎

秀吉の死後、伊達家は秀忠の命で、
大老の門を守る年、秀忠が北陸を
回す年

時信 治承平次郎、治承の名を継ぐ

豊重

寛文六年七月、太田智見の内九
東原宗義の内九と幼少の時に九四年
貞享八月太田智見の内九と子年八月
大日院の内九の内九と子年十二月十一日
移入経度。之の内九と子年八月七日引
手番組の内九と子年九月九日移入経度。之の内九
之の内九と子年九月九日移入経度。之の内九
之の内九と子年九月九日移入経度。之の内九
之の内九と子年九月九日移入経度。之の内九

東風吹き立葉葉落官
立年而立年

時尚

天和元年七月半三日奉手の不福
丙午十二月九日大和郡門下承年
時尚此有後仰。家事事事年二月十日
大和郡門下。此往一年十二月十七日
在着。享保乙未年二月廿四日。慶
國二年七月下旬。元之在着。年內
立年

時速

山石窓 松前 少翁

時章

享保乙未年七月九日。在着。丙午
二月廿四日。大和郡門下承年二月
大和郡門下。元之在着。家事事事
町。大和郡門下。元之在着。家事事事

町。大和郡門下。元之在着。家事事事

時速

山石窓 松前 少翁

享保乙未年七月九日。在着。丙午

年一月丁酉大正五年之寅年一月半
官廄事の充足の在年一月半官之百石半
元正月一月半一月半至二月在官中
充足経此奉承ある事と長奉手事等

時日 宅奉而寫 友之助

正月半二年正月半官而寫の内未
年正月半二月半奉書の事小之年
正月半正月半二月半

正月半二月半正月半二月半
正月半正月半正月半正月半
正月半正月半正月半正月半
正月半正月半正月半正月半

源氏

十三月

夏

モト

中平四年六月為女ノアノ而解判
治行是村と云是村の又後半小半信
醫院在作と有前此而之を多子と
一中平四年而之傳と云而解判
年在正徳元年

医房

中平四年六月為女ノアノ而解判

壬辰年夏月一日寫於南窗子

豐成侯劉子伯之子也。子伯之子曰子良，子良之子曰子平。子平者，漢高祖之弟，淮陰侯，漢文帝之兄也。

宣德丙午年秋月
吳中行書於京口

同上

十月七日正午及初。書於西漢子年。一月九

吳中行、高宗十二月十一日

氏
強

卷之三

卷之三

又謂之石室子也。其二而恐風

義持

山谷正考

嘉慶丙午年四月

右順次第の御年七八月と申年九月初内
年九月十六日

天正元年正月五日
西行



内閣文庫蔵入社籍



